

都城市行政手続オンライン化推進宣言

マイナポータルへのオンライン申請登録数日本一を誇る本市。この度、さらなる取組みの推進を図るため、令和6年度末までに法令などに基づき対面による審査などが必要なものを除き、全ての行政手続のオンライン化を実施するため「都城市行政手続オンライン化推進宣言」を行います。



●都城市行政手続オンライン化推進宣言の概要

本市は「都城デジタル化推進宣言 2.0」を宣言し、デジタル技術を積極的に活用することで市民サービスの向上を図り、利便性が高く豊かなまちを構築することを目指しています。

今回は、行政機関などに係る手続について、官民データ活用推進基本法で、オンライン利用を原則とすることを定めていることから、本市は、原則として、全ての行政手続のオンライン化を推進します。

●都城市行政手続オンライン化推進宣言の内容

- ・令和6年度末までに、オンライン化可能な全ての行政手続のオンライン化を実施。また、オンライン化にはマイナポータルなどの国が構築するシステムを使うことを原則とします。
- ・オンライン化に取り組む過程で、業務フローを見直し、業務効率化を図るとともに、入力項目の簡素化、添付資料の省略など市民の利便性向上を図ります。

※全ての行政手続のオンライン化を実施した後でも、これまでの紙による窓口申請も引き続き受け付けます。

【問い合わせ】 デジタル統括課 電話 23-2156